

仕様書

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業 「鉄道で巡る広域関東周遊促進事業」

1 事業の目的（予算規模の目安：5,400千円）

これまで堅調な推移で増加を示してきた訪日外国人旅行者数であるが、2020年初めに発生した新型コロナウイルスによる世界的な移動の自粛にともない、国際観光市場は大きく衰退している。世界的な感染拡大防止期間が続く現在、将来の観光需要回復に向けた観光地の高付加価値化や誘客先の多角化を促進する取組等が求められており、政府もこの基盤を整備する取組を支援している。この事業では、広域関東の各地域へ鉄道を活用した広域周遊ルートを鉄道事業者と共同して誘客促進していく。世界から注目を集める東京を起点としたショートトリップの誘客促進事業を、鉄道事業者である京成電鉄、西武鉄道、東武鉄道と関連自治体である千葉県、東京都、埼玉県、栃木県、群馬県が連携して行う

2 業務対象地域

対象市場：欧米豪、東南アジア、東アジア

業務連携先：京成電鉄、西武鉄道、東武鉄道、千葉県、東京都、埼玉県、栃木県、群馬県

3 事業内容

(1) デジタルブック制作事業

連携先自治体の魅力ある観光資源の位置・施設情報の紹介と鉄道事業者のお得な切符の紹介及び購入の仕方、東京からの各観光資源への交通情報（鉄道利用）などを掲載した地図、体験コンテンツなどを掲載し、訴求力の高い情報を伝えるデジタルブックを、編集に外国人を加え、外国人目線を入れ制作する。さらに切符の購入方法やお得な切符の紹介などの動画コンテンツを編集・活用しデジタルブック内に組み込むこととする。

デジタルブックの掲載先は一般社団法人関東観光広域連携事推進協議会のWEBサイト ([URL:https://tokyoandaroundtokyo.com/](https://tokyoandaroundtokyo.com/)) 内に構築予定のデジタルブック掲載ページとする。なお、掲載に関わる作業は協議会が実施することとし、掲載ページの構築についても、当事業には含めないものとする。

① 業務内容

ア. デジタルブック及び動画並びに誘導バナーの制作

イ. ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮し、見やすく使いやすいページを目指すこと。

ウ. 動画は連携先から提供を受けた静止画あるいは受注者が手配した静止画等を編集して作成すること。

エ. ウ. で作成した動画は、デジタルブック内に組み込むことを想定すること。

- オ. 連携先及び連携先自治体の情報がある程度均等となるよう配慮すること。
- カ. 協議会及び連携先のウェブサイトで利用できるバナーのデザインを提示し制作すること。

(2) オンライン広告

協議会 WEB サイト内に、デジタルブック掲載ページを作成し、対象市場及びターゲットにリーチするための適切なオンライン広告を実施する。

対象市場は、英語のデジタルブックなので、欧米豪以外の東南アジア等への誘客促進も想定する。

4 その他の留意事項

受託業者は各事業の提案及び実行など、すべての段階において、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大と渡航制限の状況を踏まえ、対象国の観光セクターによる発信動向を注視し、その時に最適と考える新型コロナウイルス感染症への配慮を情報発信および活動に盛り込むこと。なお、新型コロナウイルス感染症に伴う対応は、提案段階や、提案を採択した段階に定義されていなかったものも連携先及び協議会から要望できるものとする。また、受託者は出来る限り、その要望に対応するものとする。

- ①事業において、運営、管理及び庶務を行うこと。
- ②協議会及び連携先と連絡調整等を密に行うこと。また、現地において連携先の観光事情を熟知している事業者と連携することが望ましい。
- ③本事業は協議会及び連携先と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度協議会及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、協議会及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- ④本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- ⑤本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- ⑥請負業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ⑦事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権等は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、一般社団法人関東観光広域連携事業推進協議会及び連携先に帰属するものとする。
- ⑧請負業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- ⑨成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- ⑩デジタルブックの様式は meclib とし、その費用も事業費に含むこと。なお、meclib の様

式について、Google Analytics を活用しデジタルブックのページビュー数を集計できるようにすること。

5 効果測定及び成果物

(1) 効果測定の実施

① デジタルブック制作事業

◆アウトプット：デジタルブック 1 冊作成 (8 ページ程度)

◆アウトカム：10,000 ページビュー

② オンライン広告

◆アウトプット：媒体接触者数 50,000 人

◆アウトカム：鉄道事業者企画乗車券販売枚数 対前年 110%

(2) 成果物の作成

① 提出物

◆事業実施報告書 (A4 カラー冊子)

協議会 12 部

◆事業効果測定書 (A4 カラー冊子)

協議会 12 部

◆事業実施報告書・効果測定書電子データ (報告書を記録した電子媒体)

協議会 12 枚

(電子媒体は CD 又は DVD とし、Microsoft Windows 2013、Microsoft Excel 2013、Power Point 2013 において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で提出するものとする)

◆電子データとしては、本編のほかに事業の概要を簡潔にまとめた A4 版カラー1 枚を作成すること。

◆報告書等の作成にあたっては、事前に協議会の承認を受けること。

◆報告書の用紙は、グリーン購入法に適合したものを使用すること。

◆紙媒体 (新聞や雑誌等) の出稿が生じた場合は、当該媒体を 1 部提出すること。

② 履行期限

◆事業実施報告書、事業効果測定書及び実施報告書・効果測定書電子データ

令和 3(2021)年 2 月 26 日 (金)

③ 提出先

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2 丁目 13-4 神交共ビル 4 階

一般社団法人関東観光広域連携事業推進協議会

6 企画提案書に盛り込む内容

① 事業の内容に関する具体的な企画案

②事業実施体制及び作業工程

③法人の概要等

- ・法人の概要（業務実施体制図を含む）
- ・担当者の氏名及び連絡先
- ・国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績

④参考見積（概算及び内訳）

- ・提案した企画案実施のために必要な経費（消費税を含む）について、概算額（諸経費などの費目毎の内訳）を提示すること。

7 監督職員

一般社団法人 関東観光広域連携事業推進協議会 事務局次長 鈴木 伸一